

令和7年度
丸亀市農地等利用の最適化の
推進に関する意見

令和6年10月18日

丸 亀 市 農 業 委 員 会

令和 7 年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見

平素より本市の農業振興につきまして、格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足に伴う遊休農地の増加等に加え、世界情勢の変化による生産資材やエネルギー価格の高騰など、依然として厳しい状況が続いています。

このような中、今年食料安全保障の確保を理念とする「食料・農業・農村基本法」その他関連法が改正され、今後国では農業課題に対して具体的な施策の検討が進められます。農業分野における情勢が急速に変化するなかで、官民が一体となって生産性の向上と持続可能性の両立、またこれまで食料の安定供給や農業の多面的機能を果たしてきた農村地域社会の維持・強化等課題を解決していかなければなりません。

本市農業委員会としましては、優良農地の確保並びに農地の有効利用を図り、農地等利用の最適化を推進し、活力ある地域農業の実現に努めるとともに、令和 7 年度からスタートする「地域計画」については、地域に根付かせ実効性のあるものとするために、市、農地機構など関係機関と連携し、地域一体となってその実現に取り組んでまいり所存です。

つきましては、「農業委員会等に関する法律」第 38 条第 1 項の規定により意見を提出いたしますので、令和 7 年度の施策立案並びに予算編成において格段の配慮をお願いするとともに、国・県に対しましても本市農業の持続的発展に向けた施策の展開を強く求めていただきますようお願い申し上げます。

1 担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化について

令和 7 年度から「地域計画」に基づく新たな農地の貸借の仕組みが始まる。農地の貸借については、農地機構が借受けた農地を地域計画（目標地図）に位置付けられた「農業を担う者」に貸付ける仕組みになるが、手続き件数の増加や目標地図の修正に伴う地域計画の変更等に対応するため、農地機構、市、農業委員会が役割分担を明確にし、農業者に混乱が生じないように連携して取り組まなければならない。

そこで以下の項目を要望する。

- （１） 地域計画策定後には、目標地図の見直し等頻繁な計画変更が生じることが予想される。地域計画変更の際の事務手続き、また農用地利用集積等促進計画に基づく貸借においては、農業者に過度な負担が生じないように、農地機構、市、農業委員会等関係機関がデータ共有を図り、関係書類のやり取りがスムーズに実施できるように調整されたい。
- （２） 地域計画策定時における当初の目標地図では、将来の耕作者を定められない「空白」農地が多数あると思われる。農地の利用調整を図り貸借を促進するために、地域計画の進行管理については関係機関が協力する体制の構築に支援いただきたい。

2 遊休農地等の発生防止・解消について

老朽化等による農業機械の故障で多額の修理費用が発生し、それが離農につながり、結果遊休農地の増加につながるおそれがある。核となる担い手だけでは地域農業を維持していくことが困難な状況において、小規模家族農家等多様な農業経営体が営農を継続できるように、農業機械の更新・修理に対して手厚い補助が必要である。

農業廃止や耕作放棄地を相続した場合の今後の農地利用について、担い手不足や耕作不適合等によりなかなか借り手が見つからず、遊休農地の解消が進まない。そのような状況で、地域の担い手として耕作不適な農地でも借り受けせざるを得ない場合もあり、維持管理するだけでも大きな負担を強いられている。

そこで以下の項目を要望する。

- (1) 新たに「多様な農業人材経営計画認定制度」が設けられ、核となる担い手以外でも、兼業農業者等意欲ある農業者であれば新たな営農用機械・施設の導入支援を受けられるようになったが、故障や劣化による修理費用に対しても、その一部について市単独で補助をお願いしたい。
- (2) 耕作条件の悪い遊休農地を借受けた場合について、6年度に創設された「耕作放棄地解消事業費補助金要綱」を改正し、耕作者が維持管理等にかかる持続的費用の一部補助について盛り込まれたい。

3 農業への新規参入等の促進について

農業従事者の高齢化・減少が進行する中、新規就農者の一層の確保・育成と定着への取り組み強化が重要である。新規就農しても農業経営が軌道に乗らなかったり、地域になじめなかったりしてやめてしまうケースもあるので、地域全体でサポートしていく必要がある。

そこで以下の項目を要望する。

- (1) 地域単位で新規就農者との定期的な意見交換・交流の場の開設、または新規就農後数年程度は農業関係機関・団体との連携・役割分担により定期訪問し、様々な経営課題を解決するサポート体制を構築されたい。

4 その他

丸亀市の農業を将来に渡り維持、発展させるため、様々な障害の克服や、新たな試みが必要となる。

そこで、以下の項目を要望する。

- (1) 高齢化等による農業従事者の減少により、井出ざらい等の出役が年々少なくなり作業が大変である。非農家を含めた地域住民の共同活動で地域環境を守るという意識改革を促し、多面的機能支払制度等を活用するなど、地域共有の財産である農業用施設等の保全管理を協働で行う組織づくりを積極的に推進されたい。
- (2) レクリエーションや生きがい、健康づくりとしての農業、また生徒、児童の体験学習の場としてなど、様々な目的で小規模農地の需要が見込まれている。今後担い手による営農が見込めない耕作放棄地の多様な農地利用の一つとして、市民農園、体験農園等の活用可能性について調査研究されたい。
- (3) 水田活用直接支払交付金制度における水田要件が厳格化されたことに伴い、農業者に対し制度の理解とその対応について、様々な機会を捉えきめ細やかな周知に努められたい。また、非交付対象水田化による遊休農地の増加につながらぬよう、麦等の支援交付金の制度化について検討するよう国・県に要請されたい。